

相楽東部広域連合公平委員会会議規則

平成 21 年 2 月 12 日
公平委員会規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき公平委員会の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第 2 条 公平委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の請求があつたときに、委員長が招集する。

2 会議を招集する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の主宰)

第 3 条 会議は、委員長が主宰する。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(会議の幹事)

第 5 条 委員長は、事務職中より幹事 1 名を任命する。

2 幹事は、会議に出席し会議録を作成する。

(議事日程)

第 6 条 議事日程は、幹事が委員長の命を受けて作成する。

(会議録)

第 7 条 会議録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会に関する事
- (2) 出席者名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) 議決事項
- (5) 閉会に関する事

第 8 条 会議録は、委員会の承認を経て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。